

快適な作業環境の維持管理

1 空気環境

屋内作業場では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理するために必要な措置を講ずることとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。また、浮遊粉じんや臭気等が常態的に発生している屋外作業場では、これらの発散を抑制するために必要な措置を講ずることが望ましいこと。

受動喫煙防止対策

喫煙による健康への影響に関する社会的関心が高まる中で、受動喫煙（自らの意思とは関係なく環境中のたばこのけむりを吸引すること）による非喫煙者の健康への影響が報告され、職場における労働者の健康確保や快適な職場環境の形成促進の観点から、受動喫煙を防止するための対策が求められています。

受動喫煙を防止する方法には、事業場の敷地内または建物内全体を禁煙とする「全面禁煙」と喫煙室等でのみ喫煙を可能とする「空間分煙」があります。全面禁煙は空間分煙に比べ、より効果的に低コストで受動喫煙を防止することができます。空間分煙により対策を講ずる場合は、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づき、たばこの煙が漏れない喫煙室の設置など、確実な受動喫煙防止措置が必要です。ガイドラインに基づく喫煙室の設置等の十分な対応が困難な場合には全面禁煙による対策の実施が勧奨されています。

◆屋内全面禁煙のすすめ◆

- 屋内全面禁煙は受動喫煙防止に効果的な方法です。
- ★たばこの煙やにおいのない、空気環境がきれいな職場になります。
 - ★禁煙者が増加し、喫煙者の喫煙本数も減少し、休業率の減少、仕事の効率上がるなどの効果が期待できます。
 - ★費用がかかりません。（喫煙室の設置、維持管理、空調の熱損失などの費用が不要）
 - ★全面禁煙に取り組んでいることで会社のイメージの向上につながります。



空気環境

土砂をトラックに積み込む際に土埃が立たないように建屋の中でカットゲートから直接積み込む方式にした。また、散水も行っている。

喫煙対策

屋外によしず張りの専用の喫煙所を設置



喫煙対策

休憩所から灰皿を撤去し禁煙とした。

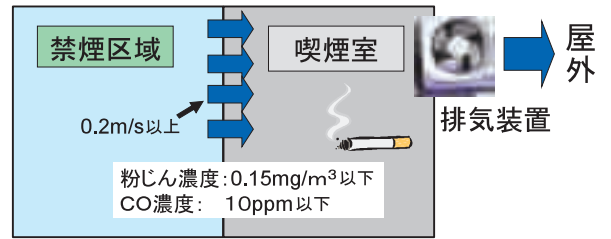
喫煙対策

禁煙の休憩所の隣に屋外喫煙コーナーを設置した。



職場における喫煙対策のためのガイドラインのポイント

- 喫煙対策は、労働衛生管理の一環として職場で組織的に取り組み、全員参加の下に確実に推進すること。
- 喫煙室等の設置等を行うこと。喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置すること。
- 職場の空気環境の測定を行い、浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とすること。また、非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とすること。
- 管理者や労働者に対して教育や相談を行い、喫煙対策に対する意識の高揚を図ること。
- 定期的に喫煙対策の推進状況及び効果を評価すること。



ガイドラインによる施設・設備、空気環境のポイント

2 温熱条件

屋内作業場においては作業の態様、季節等に応じて温度、湿度等の温熱条件を適切な状態に保つこと。また、屋外作業場については、夏季及び冬季における外気温等の影響を緩和するための措置を講ずることが望ましいこと。

3 視環境

作業に適した照度を確保するとともに、視野内に過度な輝度対比や不快なグレアが生じないように必要な措置を講ずること。また、屋内作業場については、採光、色彩環境、光源の性質などにも配慮した措置を講ずることが望ましいこと。

4 音環境

事務所については、外部からの騒音を有効に遮蔽する措置を講ずるとともに、事務所内のOA機器について低騒音機器の採用等により、低騒音化を図ること。また、事務所を除く屋内作業場についても、作業場内の騒音源となる機械設備について遮音材で覆うこと等により騒音の抑制を図ること。

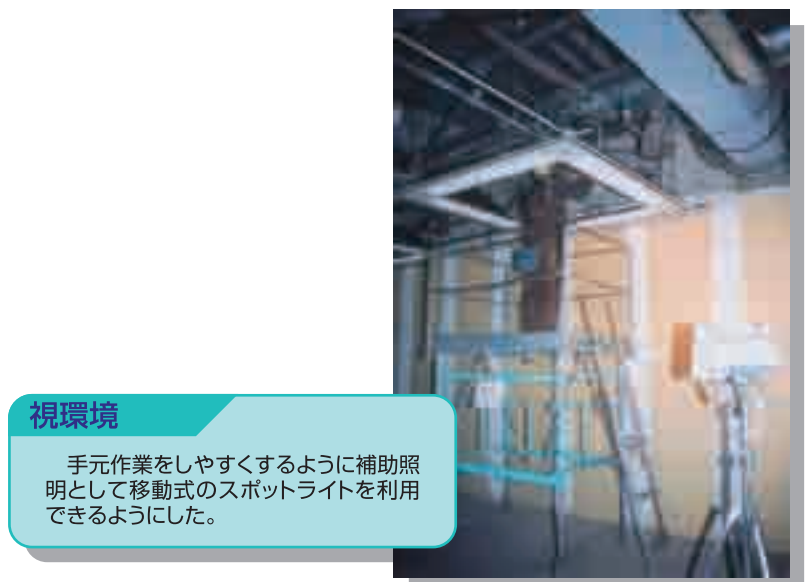
5 作業空間等

作業空間や通路等の適切な確保を図ること。



温熱条件

移動式テントの中に電気ストーブを設置して冬季の屋外作業の負担を緩和した。



視環境

手元作業をしやすくするように補助照明として移動式のスポットライトを利用できるようにした。



温熱条件・視環境

冷暖房完備で十分な明るさの現場事務所